

売買条件書

以下の売買条件（「本条件書」）は、株式会社フェロ・ジャパン（「フェロ」）から購入者（サンプルとして製品もしくは原材料を提供する場合にはその受領者）（「購入者」）に対して供給される商品および／または提供されるサービス（「商品」）全てに適用される。

1. **総則** - フェロによる商品の販売提示、および購入者による提示の受諾は、フェロが署名した書面による別段の同意のある場合を除き、専ら本条件書に準拠する。購入者から発注があり、フェロが注文を受諾する場合は、購入者が本条件書に明示的に同意する必要がある。購買条件の提示、承諾、確認（購入者の注文書または仕様書によるものを含む）、またはその他の方法によって、購入者が本条件書以外の条件や、本条件書と異なる、または相反する条件を提示した場合は(a)かかる提示は本条件書の変更の要請とみなされ、(b)フェロはかかる提示を受諾せず、(c)かかる提示はいかなる形でもフェロを拘束しない。

2. **価格、支払** - 商品は本条件書により、フェロが設定する価格で販売提示がなされる。フェロの請求書、注文確認書、同意書またはそれ以外の形式において両当事者が書面で支払期限日について合意した場合を除き、購入者はすべての商品につき、30日以内に支払を行う。フェロは支払期限日までに支払われなかった金額について合理的な利息を課す権利を留保する。全ての注文はフェロによる与信確認の対象となる。注文確認の発行後であっても、フェロは出荷を保留する権利、または購入者の支払能力に関して、フェロが必要と判断する適切な保証を求める権利を留保する。

3. **税** - フェロの商品価格には、商品の販売、販売価格に対して、または注文の履行のために必要となるサービスの行使に対して課税される消費税を含まない。フェロは商品または取引に適用され購入者によって支払われるべき消費税額を別途請求書に記載する。これにより購入者は税額控除証明書をフェロに提出しないものとする。

4. **納品** - フェロは購入者の注文書に記載された納品日、仕様および数量を遵守するために商慣習上合理的とされる努力をする。ただし、その合理的な支配の及ばない事由による損害または納期遅延には責任を負わない。

5. **製品保証** - フェロは購入者に対して、購入者に供給される全ての商品の瑕疵のない権原、および商品の権原を一切の先取特権なく購入者に譲渡する権利を、納品時に有していることを保証する。フェロは購入者に対して、商品はすべてフェロが提供または指定した、もしくは書面で承認した仕様、図面、サンプル、またはその他の説明書に準拠していること、ならびに、材料および製造上の瑕疵のないことを保証する。フェロは、本条件書に基づき提供するサービスが一般的に妥当とされる水準で遂行されることを保証する。フェロが商品の提供に関して購入者に行う表明および保証は本第5項に記載している保証のみである。フェロは、商品に関する本第5項以外の、またはこれに追加する表明または保証を、明示、黙示を問わず行って

おらず、かかる表明または保証の存在を本条件書により明示的に否定する。本第5項の保証は、フェロが購入者に対して行ったとみなされるその他一切の保証（商品性の保証および意図した用途への適合性の保証を含む）に代るものである。フェロまたはフェロを代理すると称する者が行った、または法令や商慣習によって提供された、あるいは提供されたとみなされる一切の保証は、本条件書によって除外される。

6. **不適合商品** - 購入者は商品を受領後、直ちに検品しなければならない。購入者が受領後10日以内に商品の不足、瑕疵または不適合のクレームを書面でフェロに通知しなかった場合、かかる商品は購入者によって検査、確認および承認され、かかる商品に対するクレームの権利は放棄されたとみなされる。

7. 貿易上のコンプライアンス

(a)**輸出管理規則** - 本条件書の対象となる商品および関連技術は、米国および他の国々の輸出管理規則に基づく輸出および再輸出規制（米国輸出管理規則、米国財務省外国資産管理局規則、ならびにこれらに相当する他の国々の法令および規則を含むがこれらに限られない）（「輸出管理規則」）の対象となり、再輸出または再出荷に対しては、当該国の承認が必要となる可能性がある。(i)購入者は、該当する全ての輸出管理諸規則、ならびに輸出管理規則の遵守のために購入者に通知される規定、条件、手続および提出書類（フェロが随時公布するものを含む）を遵守する。(ii)購入者は、直接、または第三者を通じて間接的に、ウクライナのクリミア地方、キューバ、イラン、北朝鮮、シリア、スーダンまたは他の禁輸対象国に、輸出管理規則に違反してフェロの材料を出荷しないことを保証する。購入者は、フェロ製品が制裁対象国向けに出荷されることをフェロが察知した場合には、フェロからの出荷が中止されることを了解する。購入者は、購入者自身、またはその代表者、執行役または取締役、もしくは本取引に直接関与することを購入者が知っている運送会社、再販売先、最終使用者、コンサルタント、販売代理店等のいかなる個人または法人も、米国政府の規制対象者リスト（米国商務省産業安全保障局の輸出権剥奪顧客リスト、懸念顧客リストまたは未検証顧客リスト、米国財務省外国資産管理室の資産凍結国家および個人リスト、または米国国務省貿易取引管理局の武器輸出管理法違反者リスト、もしくは購入者、または本条件書の対象である商品または関連技術に関する取引に裁判権を有する国の規制対象者リスト等を含むが、これらに限定されない）のいずれにも記載されていないことを表明する。

(b)**反ボイコット条項** - 購入者は米国の法令または政策に違反してボイコットを支援、協力、または賛同することを目的としてフェロに情報や文書の提供を

要請しない（アラブ連盟のイスラエル・ボイコット等を含むがこれに限定されない）。フェロは購入者によるかかる要請を本条件書により拒否し、かかる要請があった事実を法令に基づき所管の米国当局に通告する。

(c) **腐敗防止・賄賂防止** - 本条件書が対象とする商品または関連技術に関する取引に関して、購入者は公務員または民間人のいずれに対しても、不適切にその権限を行使させる意図を持って、直接または間接的に、金銭または有価物の提供、もしくは提供の申し出を行い、それにより取引を開始または継続しようとして、その他の利益を得ようとしてしたりしてはならない。購入者は、購入者自身または本条件書が対象とする商品または関連技術に関する取引に対し裁判権を有するすべての国の腐敗防止法および贈賄防止法を遵守し、かつ米国海外腐敗行為防止法および英国贈収賄法を遵守することを保証する。

(d) **不遵守** - 購入者が本第7項の規定に違反した、または違反した可能性があるとして、フェロが合理的に推察した場合、購入者は問題を明らかにするためのフェロの調査に全面的に協力する。フェロはかかる調査の結果が出るまでの間、いかなる取引または契約の推進のための商品の販売、技術の提供、またはその他の活動を行う義務を負わないものとする。フェロによるかかる業務の停止または放棄は、本条件書が適用される取引に関する履行義務違反を構成しないものとする。

8. **責任の限定** - いかなる責任の理論の下においても、フェロの商品に対する責任は、フェロが瑕疵であることを認定した商品の修理または交換、あるいはフェロが希望した場合には、かかる商品の購入代金の払戻しに限定される。フェロが希望した場合、購入者は、瑕疵があると疑われる商品をフェロまたはその指名する者が検査したり、フェロが指定する場所へフェロが運賃を負担して移動したりすることを許可する。

9. **間接的および派生的損害に対する免責** - フェロは、本条件書に起因し、または商品に関連して生じた派生的または間接的損害（本条件書に基づき、あるいは商品に関連して、フェロに課された履行義務に対する違反による損失を含むがこれに限定されない）につき責任を負わない。上記の派生的損害には使用不能損失、収入または利益の機会損失を含むがこれらに限定されない。

10. **補償** - 購入者は、フェロならびにその取締役、役員、従業員、代理人、供給業者、親会社、関連会社、子会社、承継人および譲受人を、次の(a)から(e)の行為に起因した一切の罰金、制裁金、訴訟、請求、責任、判決、損失、損害賠償、費用および支出（弁護士費用を含む）に関して、補償し、防御し、これに害をおよぼさないこととする。(a)購入者の過失または故意の不正行為(b)購入者が商品もしくは派生した生成物または廃棄物を使用、販売、出荷、保管または処分すること(c)購入者が商品もしくは派生した

生成物または廃棄物を水中、地中または空気中へ排出または投棄すること(d)購入者が人員（購入者の従業員を含む）を商品もしくは派生した生成物または廃棄物に曝露させること（かかる曝露の警告を行わないことを含む）(e)フェロから運送業者への商品の引渡し完了した後、購入者へ商品が輸送されること。前記は、人的損傷（死亡を含む）、器物または環境の毀損または破壊に対して適用されるが、これらに限定されない。本補償は、フェロの過失または故意の不正行為にのみ起因する罰金、制裁金、訴訟、請求、責任、判決、費用および支出には適用されないが、フェロおよび購入者の双方に競合する過失または故意の不正行為がある場合には、購入者側の過失または故意の不正行為の割合で適用される。

11. **不可抗力** - すでに支払義務を負っている金銭の支払を除き、いずれの当事者も、自らの合理的な支配を超えた事由、状態または情勢（天災、戦争、暴動、またはテロ、火災、荒天、ストライキ、ボイコット、もしくはその他類似の状況を含むがこれらに限定されない）の結果としての違反または不履行については責任を負わない。いずれかの当事者がかかる事由、状態または情勢を知った場合は速やかに相手方当事者に通知するものとし、両当事者は可及的速やかに状況または情勢を改善するために協力する。

12. **準拠法** - 本条件に基づく商品の販売は、その抵触法の定めにかかわらず、日本の国内の実体法に準拠し、これに従って解釈されるものとし、国際物品売買契約に関する国連条約は明示的に除外される。本契約に基づき生じる一切の紛争は日本の水戸地方裁判所において解決される。かかる裁判所はかかる一切の紛争の解決のための排他的管轄権および裁判地を有するものとし、本書の両当事者は本書によりこの管轄権および裁判地に全面的に合意し、これに異議を唱えない。

13. **法の遵守** - 購入者は、商品および関連技術の輸出、輸入、販売、流通、マーケティングおよびサービスに関して適用されるすべての法令、規則、ならびにその他の法的要件（税および外国為替に関する法令および規則、ならびに第7項に基づく義務を含むがこれらに限定されない）を遵守する。

14. **完全合意** - 本条件書は購入者とフェロとの間の完全かつ最終的な合意を定めたものであり、フェロが署名した書面において別段の合意がなされた場合を除き、本条件書の目的物に関する当事者間の本条件書以外の、または追加の合意、表明、保証、誓約、約束およびその他の契約上の義務の一切に優先する。本条件書の変更、修正、または放棄は、明示的に本項を参照した、フェロが授権した代表者によって署名された書面によってのみ可能となる。電子メールおよび電氣的通信、インターネット、または購入者によるその他の条件の提示は、本条件書の修正または変更の手段とはみなされない。